

東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十九号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第四十二条まで（現行のとおり） （捕獲等の禁止の適用除外）</p> <p>第四十三条（現行のとおり）</p> <p>一及び二（現行のとおり）</p> <p>三（現行のとおり）</p> <p>イからホまで（現行のとおり）</p> <p>へ 水力、火力若しくは原子力による発電のため必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の工作物の設置若しくは改良若しくはこれらのため必要な工作物の設置若しくは改良若しくは送電変電施設の整備、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）<u>第一条第十項</u>に規定するガス事業又は工業用水道事業法（昭和三十二年法律第八十四号）<u>第二条第四項</u>に規定する工業用水道事業を行う者が行う保安の確保のために必要な行為</p> <p>ト及びチ（現行のとおり）</p> <p>四及び五（現行のとおり）</p> <p>第四十四条から第六十九条まで（現行のとおり）</p> <p>別表第一から別表第五まで（現行のとおり）</p> <p>別記第一号様式から第二十五号様式まで（現行のとおり）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第四十二条まで（略） （捕獲等の禁止の適用除外）</p> <p>第四十三条（略）</p> <p>一及び二（略）</p> <p>三（略）</p> <p>イからホまで（略）</p> <p>へ 水力、火力若しくは原子力による発電のため必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の工作物の設置若しくは改良若しくはこれらのため必要な工作物の設置若しくは改良若しくは送電変電施設の整備、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）<u>第二条第十項</u>に規定するガス事業又は工業用水道事業法（昭和三十二年法律第八十四号）<u>第二条第四項</u>に規定する工業用水道事業を行う者が行う保安の確保のために必要な行為</p> <p>ト及びチ（略）</p> <p>四及び五（略）</p> <p>第四十四条から第六十九条まで（略）</p> <p>別表第一から別表第五まで（略）</p> <p>別記第一号様式から第二十五号様式まで（略）</p>